

清須市

個別避難計画

作成支援の手引き

個別避難計画作成支援に取り組む地域の皆様へ

2024年5月

(2026年1月改訂)

清須市

目次 -index-

1.	はじめに.....	1
1.1.	個別避難計画とは.....	1
1.2.	個別避難計画の作成対象者.....	1
2.	個別避難計画作成支援の流れ.....	2
2.1.	避難行動要支援者名簿の確認.....	3
2.2.	訪問前の準備.....	4
2.3.	個別避難計画作成支援.....	5
2.4.	作成及び提出する様式.....	6
2.5.	個別避難計画の活用.....	7
3.	提出書類の記入要領.....	8
3.1.	避難行動要支援者名簿・個別避難計画作成支援実施報告書(表面).....	8
3.2.	避難行動要支援者名簿・個別避難計画作成支援実施報告書(裏面).....	9
3.3.	【様式1】避難行動要支援者名簿・個別避難計画登録確認書及び同意書.....	10
3.4.	【様式2】個別避難計画登録情報確認書(表面).....	11
3.5.	【様式2】個別避難計画登録情報確認書(裏面).....	12
3.6.	【様式3】避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に関する同意等撤回書.....	15
4.	よくあるご質問.....	16
4.1.	避難行動要支援者名簿について.....	16
4.2.	個別避難計画について.....	17
4.3.	個別避難計画作成支援について.....	19
5.	本手引きに関するお問い合わせ先.....	20
6.	関連サイト.....	20



1. はじめに

1.1. 個別避難計画とは

災害時は、市民全員が被災するため、少しでも命が助かるように、自らの安全は、自ら守る「自助」を基本とした上で、地域による助け合いである「共助」が重要です。

そのため清須市では、災害時において自力での避難が困難な方を対象として、「だれと」「どこへ」「どのように」避難をするか、あらかじめ決めておくことで、地域の共助を推進するため、「個別避難計画」の作成を推進しています。市、本人・家族、福祉専門職、地域の支援者等と情報共有をすることで、本人が災害時の避難を見直し、自助力を高めるのと同時に、災害が発生した時の手助けなど、地域の共助力を高めることを目的としています。

ただし、個別避難計画は避難支援において、法的な義務や責任を負うものではなく、避難行動要支援者に対して必ず支援が受けられるということを保証するものではありません。

【参考】避難行動要支援者名簿との違い

- **避難行動要支援者名簿**: 災害時に避難支援が必要となる方(避難行動要支援者)の氏名、住所などを記載したものです。地域の市政推進委員、自治会、自主防災組織、民生児童委員に対して以前より市から提供をしている名簿を指します。
- **個別避難計画**: 今後作成を進めていくもので、避難行動要支援者を具体的に「だれと」「どこへ」「どのように」避難させるのか、あらかじめ定めた計画を指します。

1.2. 個別避難計画の作成対象者

在宅で生活し、次のいずれかの要件に該当する方が対象です。

(施設入所中の方や概ね一ヶ月以上の長期間入院中の方は対象外です。)

- 要介護3～5の方
- 身体障害者手帳1級・2級の方
(心臓、じん臓などの内部機能障害だけで該当する方は除きます。)
- 療育手帳 A 判定の方
- 精神障害者保健福祉手帳1級で単身世帯の方
- 上記に該当しない方で、災害時に支援が必要で登録を希望する方
(高齢の方で、身近に親族や知り合いがいない方などが含まれます。)



2. 個別避難計画作成支援の流れ

避難行動要支援者名簿の確認

訪問前の準備

個別避難計画作成支援

避難行動要支援者名簿及び個別
避難計画の活用

【参考】いざというときの情報の入手方法

いざというとき、正しい情報を入手しましょう。インターネット、SNS からは誤った情報（デマ）が流れることがあります。情報の根拠、発信元をよく確認し、むやみに拡散しないようにしましょう。

【清須市すぐメールの登録について】

清須市すぐメールに登録すると、清須市の防災・防犯情報を清須市から直接メールで受け取ることが出来ます。積極的な防災情報の入手のために、ぜひご登録ください。

- 仮登録先アドレス t-kiyosu@sg-p.jp

上記アドレスへ、登録を希望するメールアドレスから空メール（タイトル・本文なし）を送信してください。

また、以下の QR コードからも登録サイトへアクセスすることができます。



PC・スマートフォンを
お使いの方



フィーチャーフォン(ガラケー)を
お使いの方

※ 登録は無料ですが、メールを受信しますと、通信料が発生する場合があります。
(携帯電話の場合、1メールあたり0円から2円程度)

※ 迷惑メール対策をされている場合は、kiyosu@sg-p.jp からのメールを許可してください。

2.1. 避難行動要支援者名簿の確認

名簿の「個別避難計画作成状況」を確認し、作成支援対象者を把握します。

住所	行政区名	電話番号	区分					個別避難計画 作成状況
			要介護	身体	精神	療育	医ケア	
須市須ケ口1238番地-12	新清洲四丁目	123-4567-8901	要介護4	身体2級				未完成
須市須ケ口1238番地-12	新清洲四丁目	123-4567-8901	要介護5	身体1級				完了
須市須ケ口1238番地-12	新清洲四丁目	123-4567-8901	要支援2					未完成
須市須ケ口1238番地-12	新清洲四丁目	123-4567-8901	要介護1					保留
須市須ケ口1238番地-12	新清洲五・六丁目	123-4567-8901	要介護2	身体3級				調査回答なし
須市須ケ口1238番地-12	新清洲五・六丁目	123-4567-8901	要介護3	身体5級				希望なし

- 完了** … 個別避難計画の作成が完了している。
- 未完成** … 個別避難計画の作成を希望しているが、まだ作成が完了していない。
- 保留** … 個別避難計画の作成支援をしたが、事情により作成がすすんでいない。
- 調査回答なし** … 避難行動要支援者名簿に登録されているが、個別避難計画の作成を希望しているかどうか不明。
- 希望なし** … 個別避難計画の作成を希望していない。

※ 避難行動要支援者名簿に記載されていない方であっても、意向確認の結果、新たに計画作成を希望される場合、個別避難計画の作成をすることは可能です。

【調査回答なしとは】

令和5年6月26日時点の市内の全ての作成対象者本人に対して、「災害時避難についてのアンケート」を用いて市が個別避難計画作成の意向を確認しています。

「災害時避難についてのアンケート」を用いて行った調査の結果が得られなかった方について、避難行動要支援者名簿の「個別避難計画作成状況」が「調査回答なし」となっています。

【注意】名簿の取扱いについて

名簿に記載されている個人情報、自治会、自主防災組織や民生児童委員等の皆様への提供に同意をいただいている情報ですが、個人情報の取り扱いには十分ご注意ください。

(不特定多数の方への配布や、避難支援等の目的以外で利活用は禁止です。)



2.2. 訪問前の準備

手順①個別避難計画の確認

作成支援対象者の個別避難計画を確認し、聞き取りが必要な項目(空欄となっている項目)と本人に関する基本情報について把握します。

手順②ハザードマップ等の確認

作成支援対象者の自宅等をハザードマップ等で確認し、地震及び風水害それぞれの災害時のリスクを把握し、避難先について、在宅避難で足りるのか、指定避難所等に避難をするべきなのか等、あらかじめ見当をつけておきます。

手順③ 作成支援対象者へ訪問日時等の調整をする

作成対象者と連絡をとり、訪問日時等の調整をします。

なお、対面の場所は、対象者の自宅である必要はありません。

【参考】災害時のリスクについて

清須市のホームページで、水害への備えとして「水害対応ガイドブック」を、地震への備えとして「地震防災ハザードマップ」等を公表しています。

災害時のリスクを確認しながら個別避難計画を作成し、適切な避難行動がとれるように備えてください。

【清須市で公表しているハザードマップ等】

清須市で公表しているハザードマップ等は、以下のQRコードからダウンロード可能です。また、市役所危機管理課で購入することもできます。

- 清須市ホームページ - 水害対応ガイドブック -
https://www.city.kiyosu.aichi.jp/bosai_anshin/saigai_joho/suigai_guidebook.html (1部200円)
- 清須市ホームページ - 地震防災ハザードマップ -
https://www.city.kiyosu.aichi.jp/bosai_anshin/saigai_joho/jishin_hazard-map.html (1部200円)
- 清須市ホームページ - 高潮ハザードマップ -
https://www.city.kiyosu.aichi.jp/bosai_anshin/saigai_joho/m_kikikanri202302.files/takasio1.pdf (1部50円)
- 清須市ホームページ - 内水ハザードマップ -
https://www.city.kiyosu.aichi.jp/bosai_anshin/saigai_joho/m_kikikanri202302.files/naisui1.pdf (1部50円)



2.3. 個別避難計画作成支援

「避難行動要支援者名簿・個別避難計画作成支援実施報告書」の訪問時チェックリストを参考に作成支援を進めます。

手順① 事前の説明

【説明事項】

- (1) 清須市から個別避難計画作成支援の協力依頼を受けていること。
- (2) 清須市から個別避難計画作成支援をするために、個人情報提供されていること。
- (3) 個別避難計画の概要(作成支援対象者が個別避難計画を知らない場合)
- (4) 個別避難計画を作成した場合、計画の内容が市政推進委員、自主防災組織、自治会、民生児童委員、警察、消防、清須市社会福祉協議会へ提供されること。

手順② 個別避難計画作成の意向確認

個別避難計画の概要を説明し、作成するかどうか意向の確認をします。

なお、既に作成を希望する旨の意思表示がある対象者に対しても、あらためて意向を確認します。

作成を希望しなかった場合は、無理に勧めていただく必要はありません。

手順③ 個別避難計画の作成支援

実際に様式を使って個別避難計画の作成支援をします。

使用する様式は、対象者の状況によって異なります。次頁を参考に、使用する様式を判断し、必要事項を記入していきます。

なお、個別避難計画は、避難支援等実施者・避難先(自宅避難含む)・避難経路が決まれば、作成完了となります。

確認(調整)事項

- (1) あらかじめ記載されている事項
- (2) 避難支援等実施者
- (3) 避難先
- (4) 避難経路
- (5) その他事項

手順④ 作成した様式等の提出

作成支援が終了したら、市へ作成した様式等を提出します。



2.4. 作成及び提出する様式

【作成及び提出様式】

- 避難行動要支援者名簿・個別避難計画作成支援実施報告書
- 【様式1】避難行動要支援者名簿・個別避難計画登録確認書及び同意書
- 【様式2】個別避難計画登録情報確認書
- 【様式3】避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に関する同意等撤回書

<作成支援対象者の状況の判別>

避難行動要支援者名簿 の記載	個別避難計画作成の 意向確認	作成支援時の意向	判別
記載あり	確認済み(希望あり)	作成を希望する	状況①
記載あり	確認未済	作成を希望する	状況②
記載あり	確認未済	作成を希望しない	状況③
記載あり	確認済み(希望あり)	作成を希望しない	状況④
記載なし	確認未済	作成を希望する	状況⑤

【状況①】

- 避難行動要支援者名簿・個別避難計画作成支援実施報告書
- 【様式2】個別避難計画登録情報確認書

【状況②】

- 避難行動要支援者名簿・個別避難計画作成支援実施報告書
- 【様式1】避難行動要支援者名簿・個別避難計画登録確認書及び同意書
- 【様式2】個別避難計画登録情報確認書

【状況③】

- 避難行動要支援者名簿・個別避難計画作成支援実施報告書
- 【様式1】避難行動要支援者名簿・個別避難計画登録確認書及び同意書

【状況④】

- 避難行動要支援者名簿・個別避難計画作成支援実施報告書
- 【様式3】避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に関する同意等撤回書

【状況⑤】

- 避難行動要支援者名簿・個別避難計画作成支援実施報告書
- 【様式1】避難行動要支援者名簿・個別避難計画登録確認書及び同意書
- 【様式2】個別避難計画登録情報確認書

【様式ダウンロード(清須市ホームページ)】

https://www.city.kiyosu.aichi.jp/kurashi_joho/shinseisho_download/kotsu_bosai/kobetsuhinan.html



2.5. 個別避難計画の活用

作成支援等により個別避難計画が完成(または変更)した対象者へ、提出された書類の内容が反映された個別避難計画を、作成対象者に郵送します。

年に数回、市政推進委員、自治会、自主防災組織、民生児童委員、警察署、消防署、市社会福祉協議会に配布している避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を更新します。

活用例① 避難訓練

配布した避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を元に、対象者及び避難支援等実施者で避難訓練を計画・実施します。

活用例② 見守り

配布した避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を元に、対象者の見守りを実施し、個別避難計画の内容に変更がないか確認します。

※ 個別避難計画の内容の変更については、原則対象者本人またはその親族から直接市へ連絡するよう通知しています。

【参考】個別避難計画と一緒に考えられること

● 逃げどきマップの活用

逃げどきマップは、河川管理者から提供された浸水想定区域図を参考に、清須市が独自に作成したものです。

清須市の水害対応ガイドブックに掲載されている逃げどきマップを活用して、清須市に大きな影響をおよぼすおそれのある庄内川・新川・五条川が決壊した場合にどのような備えや行動を、どのようなタイミングで行っておくべきなのか、行動指針をあらかじめ決めておきましょう。

● マイ・タイムラインの作成

マイ・タイムラインは、河川の氾濫が起きそうな時に、余裕をもって逃げるために事前に考えておく、ひとりひとりの生活に合ったオリジナルの避難行動計画です。

事前に考えて作っておくと、いざという時に慌てずに行動することができるため、逃げ遅れを防ぐ効果が期待されます。

● 非常持出品と非常備蓄品の準備

災害に備えて、日ごろから非常持出品や非常備蓄品の準備や確認をしておきましょう。

なお、家族構成によって必要なものが異なりますので、家族で何が必要か相談しておきましょう。

また、備蓄品はローリングストック方式を活用し、食料や飲料水は、家族全員分を最低でも3日以上、できれば1週間分備蓄しておきましょう。

3.2. 避難行動要支援者名簿・個別避難計画作成支援実施報告書(裏面)

【作成支援結果】 ※個別避難計画が完了
表面でチェックできなかった項目について、その理由を具体的に記入します。

避難支援等実施者が決まらなかった

【理由】

寝たきりで人工呼吸器を装着しており、家族や地域のみでは支援が難しいため。

聴覚障害者で支援方法がわからないため。 等

避難先が決まらなかった

【理由】

自宅が倒壊する可能性が高く避難する必要があるが、近くに一時的に避難できる場所がなく

どこへ避難すればよいかわからないため。 等

避難経路が決まらなかった

【理由】

【その他特記事項】

その他特記事項があれば記入します。

3.3. 【様式1】避難行動要支援者名簿・個別避難計画登録確認書及び同意書

		様式1	
【必須】 氏名等はあらかじめ記入しておきます。		避難計画登録確認書及び同意書	
【避難行動要支援者名簿登録情報】		避難支援が必要な理由を聞き取り記入します。	
フリガナ	キヨス タロウ	大正・昭和・平成・令和 30年3月11日	性別 <input checked="" type="checkbox"/> 男・女
氏名	清須 太郎	電話番号	052-400-2911
住所	清須市須ケロ1238番地	血液型	A型
避難支援が必要な理由	(例:高齢者一人暮らしで親族が近隣にいないため、聴覚障害があり避難指示のアナウンスが聞こえないため等) 補聴器をしていないと耳が聞こえにくく、アナウンスが流れても気がつかないため、避難情報の伝達の支援が必要。		
【必須】	避難行動要支援者名簿(及び個別避難計画)に記載される避難支援に必要な情報を、避難支援等関係者に平常時から提供することについての同意を確認し、チェック☑します。		
上記事項を避難支援に必要な情報を消防署、警察署、社会福祉協議会、自主防災組織、自治会、民生児童委員などの避難支援等関係者に平常時から提供することに		R7年 7月 7日	
<input checked="" type="checkbox"/> 同意します <input type="checkbox"/> 同意しません 【本人署名】		清須 太郎	
※どちらかに必ずチェック☑してください。 【代理署名】		(続柄:)	
※個別避難計画作成			
個別避難計画作成に関する意向確認 ※どちらかにチェック☑してください。	個別避難計画の作成 <input checked="" type="checkbox"/> 希望します	【必須】 記入年月日及び本人署名(代理署名)を記入します。	
※本紙と様式2を記入して清須市役所へ提出してください。		※本紙のみ清須市役所へ提出してください。	
【同意にあたっての注意事項】 ※必ず読みください。			
◆ 同意した場合は、避難計画登録情報についても消防署、警察署、清須市社会福祉協議会、自主防災組織、民生児童委員などの避難支援等関係者に平常時から提供することに同意したとみなし、チェック☑します。	【必須】 個別避難計画作成に関する意向を確認し、チェック☑します。		
◆ 同意がなくても、個別避難計画登録情報を含めて平時の避難支援等関係者への情報提供はしません。ただし、災害が発生した場合等には、生命・身体を守ることを最優先し、同意されなかった方の避難支援に必要な情報を避難支援等関係者に提供する場合があります。			
◆ 同意の意思について、変更の申し出がない限り自動継続とします。			
◆ この確認書及び同意書の提出が無い場合は、同意がないものとして取り扱います。			
整理番号 <u>12345678</u>			

【注意:必ず対象者の方へ説明してください】
避難支援者等への避難支援に必要な情報の提供について

平常時から避難支援に必要な情報を提供することに同意した場合、避難行動要支援者名簿(及び個別避難計画)に記載された事項が、消防署、警察署、市社会福祉協議会、自主防災組織、自治会、民生児童委員へ平常時から提供されます。

また、同意することによって災害時の支援が必ずなされることが保証されるものではありません。

3.4. 【様式2】個別避難計画登録情報確認書(表面)

全ての項目についてわかる範囲で記入します。

様式2(表面)

個別避難計画登録情報確認書 氏名 **清須 太郎**
 (宛先)清須市長 **【必須】** R7年 7月 7日

<input checked="" type="checkbox"/>	登録	私は、登録	対象者の氏名及び記入年月日を記入し、登録区分にチェック☑します。	その下記のとおり届け出
<input type="checkbox"/>	変更	私は、申請		

◆個別避難計画登録情報(避難行動要支援者情報)

家族構成	<input type="checkbox"/> 一人暮らし	<input checked="" type="checkbox"/> 同居者がいる	<input type="checkbox"/> 近隣に親族がいる	
居住建物の建築年	<input type="checkbox"/> 昭和56年以前	<input checked="" type="checkbox"/> 昭和57年以降	<input type="checkbox"/> 不明	
居住建物の階層	(2)階建ての建物の(1)階で普段過ごしている。			
居住建物の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 戸建て			
居住建物の構造	<input checked="" type="checkbox"/> 木造			
緊急連絡先①	氏名	清須 香	続柄	妻
	住所	清須市須ケロ1238番地	電話番号	優先 052-400-2911
			携帯番号	優先 090-1234-5678
避難支援等関係者への情報提供	<input checked="" type="checkbox"/> 同意します		<input type="checkbox"/> 同意しません	
緊急連絡先②	氏名	清須 一郎	続柄	長男
	住所	東京都	電話番号	優先
			携帯番号	優先 080-1234-5678
避難支援等関係者への情報提供	<input checked="" type="checkbox"/> 同意します		<input type="checkbox"/> 同意しません	
利用中の福祉サービス①	名称	在宅介護サービス うるるん	電話番号	052-234-5678
	担当者名	春日 花子	職種	ホームヘルパー
利用中の福祉サービス②	名称	清須市地域包括支援センター	電話番号	052-345-6789
	担当者名	新川 正	職種	ケアマネージャー
主治医	医院名称	清須市民病院		
	医師名	清須 きよ丸	電話番号	052-456-7890
普段飲んでいる薬	〇〇錠、血圧を下げる薬、インスリン注射 等			
持病等	高血圧、糖尿病			
避難するときに配慮して欲しいこと	動きが遅いため、気をつけてほしい。 耳が遠いため、大声でゆっくり話してほしい。 等			
避難先で配慮して欲しいこと	長時間床に座ってられないため、椅子が必要。 トイレに気をつけてほしい。 等			

電話連絡先を2件記入する場合、優先する電話連絡先の「優先」に○をつけます。

整理番号 12345678 →裏面も必ずご確認ください。

【注意:必ず対象者の方へ説明してください】
避難支援等関係者への情報提供について

同意しなかった場合でも、災害が発生した場合等には、生命・身体を守ることを最優先し、避難支援に必要な情報を避難支援等関係者に提供する場合があります。

3.5. 【様式2】個別避難計画登録情報確認書(裏面)

◆個別避難計画登録情報(避難支援等実施者情報)				
氏名	清須 香	関係性	妻	
住所	清須市須ヶ口1238番地			<input checked="" type="checkbox"/> 避難情報を伝える <input checked="" type="checkbox"/> 緊急連絡先へ連絡する <input checked="" type="checkbox"/> 避難所と一緒にいく
連絡先	090-1234-5678			<input type="checkbox"/> その他()
避難支援等関係者への情報提供	<input checked="" type="checkbox"/> 同意します			<input type="checkbox"/> 同意しません
避難支援等実施者(地域等) ②	氏名	住所(団体名)	関係	<input checked="" type="checkbox"/> 避難情報を伝える <input type="checkbox"/> 緊急連絡先へ連絡する <input type="checkbox"/> 避難所へ一緒にいく <input type="checkbox"/> その他()
	住所(団体名)	須ヶ口自主防災会		<input type="checkbox"/> その他()
避難支援等関係者への情報提供	<input checked="" type="checkbox"/> 同意します			<input type="checkbox"/> 同意しません
◆個別避難計画登録情報(避難先・避難経路)				
地震災害時の避難場所	新川小学校			
【経路図】				
	※ 自宅避難の場合は不要です。			
	自宅2階			
【経路図】	<p>※ 自宅避難の場合は不要です。</p>			
整理番号	12345678			

可能な支援にチェック☑します。
※ 必ず支援を約束するものではありません。

日中通じる連絡先を記入します。

団体内で担当者が決まっている場合は、氏名欄及び連絡先も記入します。

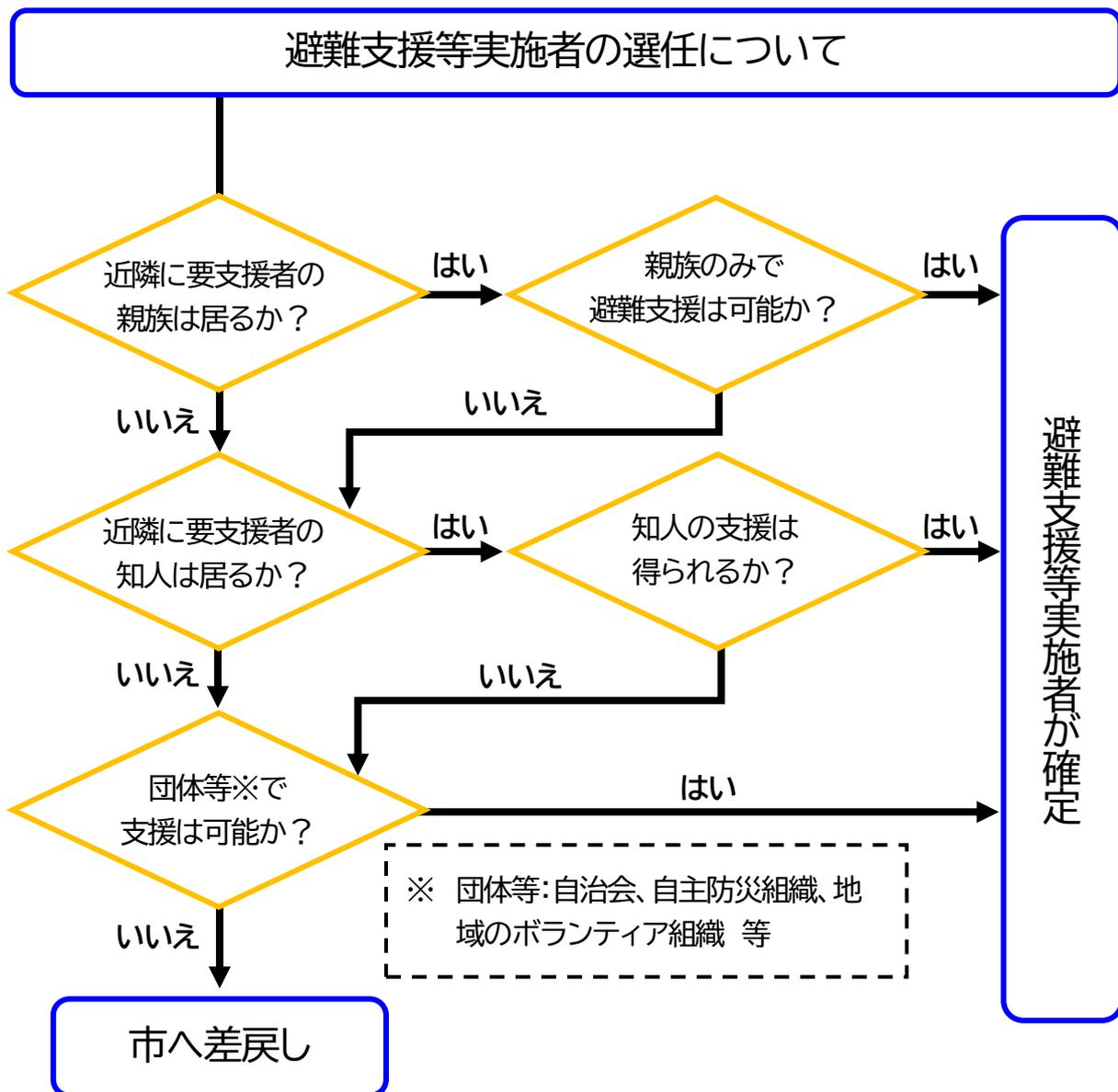
手書きもしくはマップ画像を貼り付けます。

自宅避難の場合、経路図は不要です。

【注意:必ず対象者の方へ説明してください】
避難支援等関係者への情報提供について

同意しなかった場合でも、災害が発生した場合等には、生命・身体を守ることを最優先し、避難支援に必要な情報を避難支援等関係者に提供する場合があります。

【参考】避難支援実施者の選任について



【避難支援について】

(1) 避難の支援、安否の確認

災害発生時(又は発生のおそれがある時)に、避難行動要支援者を安全な場所へ避難させることだけでなく、緊急連絡先へ連絡し避難行動要支援者の情報を共有することや、地域の避難情報の伝達、安否の確認をすること等をいいます。

(2) 避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置

平常時からの避難訓練の実施、見守り活動を行う中で避難行動要支援者を把握することなどをいいます。

【参考】清須市の避難所・避難場所について

(1) 指定避難所…小・中学校等

自宅が被災して帰宅できない場合、一定期間避難生活を送るための場所です。また、「洪水」の場合の指定緊急避難所(命を守るため、災害の危険からまず逃げるための場所)を兼ねています。

(2) 指定緊急避難場所(一時避難場所)…公園等

主に「地震」などの災害時の危険を回避するために、一時的に避難する場所です。

(3) 指定緊急避難場所(広域避難場所)…小・中学校等

「地震」や「火災」などの大規模災害時の危険を回避するために避難する場所です。

(4) 地域福祉避難所

専門的な補助は必要でないものの、通常の避難所での生活を続けることができない方を対象として、災害時に必要に応じて開設される二次的避難所です。

【個別避難計画における避難場所】

個別避難計画に記載する避難場所は、災害時の危険を回避するために、一時的に避難する場所です。

必ずしも清須市が指定している指定避難所や一時避難場所、広域避難場所である必要はありません。

なお、風水害時の避難場所については、自宅周辺地域の想定浸水深と、建物の階層等を考慮し、自宅で安全が確保できるようであれば自宅にとどまること(自宅避難)を検討します。

※ 清須市の地域福祉避難所(アルコ清洲)について

専門的な補助は必要でないものの、通常の避難所での生活を続けることができない方を対象として、災害時に必要に応じて開設される二次的避難所であるため、災害発生直後に避難する一時避難所とすることはできません。

個別避難計画で二次的避難所としてアルコ清洲への避難を希望する場合は、災害発生直後に避難をする一時避難所(自宅避難も可)を記入し、地域福祉避難所へ二次的避難を希望の旨を記入してください。

3.6. 【様式3】避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に関する同意等撤回書

作成支援の際に「作成を希望していたが、意向が変わった」、「施設等に入所したため、名簿から削除してほしい」等の申出があった場合に該当者本人又は代理人に記入してもらい、提出してください。

- ※ 訪問時に接触できなかった等の理由で、施設入所等を推測し市へ報告することは認められません。必ず親族等に確認してください。
- ※ 電話連絡等で確認した場合は、市から本人(又は親族等)へ「【様式3】避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に関する同意等撤回書」の提出を依頼しますので、確認した本人(又は親族等)の氏名及び住所を聞き取りのうえ、市へ情報提供をしてください。

様式3

避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に関する同意等撤回書

(宛先) ここにチェックした場合、避難支援等関係者が持つ避難行動要支援者名簿に表示されなくなります。

私は ※ 災害が発生した場合等には、生命・身体を守ることを最優先し、避難支援に必要な情報を避難支援等関係者に提供する場合があります。

<input type="checkbox"/>	避難支援等関係者への避難支援に係る個人等情報の提供の同意 →避難行動要支援者名簿及び個別避難計画は登録されたまま、避難支援等関係者への個人情報の提供は継続されます。
<input checked="" type="checkbox"/>	避難行動要支援者名簿及び個別避難計画は削除されます。 【理由】 <input checked="" type="checkbox"/> 施設等に入所したため。 <input type="checkbox"/> 市外へ居所を移したため。 <input type="checkbox"/> その他 →避難行動要支援者名簿及び個別避難計画は削除されます。
<input type="checkbox"/>	個別避難計画の作成の意向について、「希望なし」とされるのみで、避難行動要支援者名簿は削除されません。 また、避難支援等関係者への避難支援に関する情報提供も停止されません。 ※避難支援等関係者へは引き続き個人情報が提供されます。

※撤回する項目全てにチェックしてください。

R7年 7月 7日

本人署名 _____ 代理人署名 清須 香 (続柄: 妻)

対象者氏名: 清須 太郎)

※ 記入日と本人又は代理人の署名等を記入します。
※ 本人が未成年者や成年被後見人等の場合は、親権者や法定代理人等の方の署名をお願いします。

なお、作成支援欄は、避難行動要支援者名簿・個別避難計画作成支援実施報告書を併せて提出する場合は記入不要です。

4. よくあるご質問

4.1. 避難行動要支援者名簿について

Q1 避難支援等関係者へ平常時から情報を提供することの利点は何か。

市政推進委員、自治会、自主防災組織、民生児童委員等の地域の皆様へ平常時から一人で避難することができない障害者や高齢者等の名簿の情報を提供することで、災害発生時に地域の皆様が名簿に記載されている方々の安否確認や避難誘導などを円滑に行うことができます。

また、普段から名簿を活用した見守り活動や防災訓練への参加促進など、地域全体で災害時に「誰も取り残さない」という防災意識を高め、災害時に一人で避難することができない障害者や高齢者等の命を守ることを目的としています。

Q2 避難支援等関係者へ平常時から情報を提供すれば、自治会等や市が優先的に支援してくれるのか。

必ず自治会等の地域の皆様及び市から支援するものを約束するものではありませんが、災害発生時は名簿情報により迅速な救助活動ができるようになるほか、台風の接近時等災害が発生するおそれがある場合に安全な場所への事前避難を促し、災害に対して安全を確保できる可能性が高まります。

Q3 名簿に登録されているが、施設に入所した(長期入院で退院時期が未定)。どうすれば良いか。

避難行動要支援者名簿の登録要件から外れることとなりますので、「【様式3】避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に関する同意等撤回書」にて、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の登録の撤回をお願いいたします。

Q4 避難支援等関係者への平常時からの情報提供は絶対に同意しなければならないのか。一度不同意してしまうと、変更できないか。

必ず同意をしなければならないものではありません。なお、同意については、変更の申出がない限り自動継続されます。不同意から同意への変更の場合は、「【様式1】避難行動要支援者名簿・個別避難計画登録確認書及び同意書」及び「【様式2】個別避難計画登録情報確認書」の2点を提出してください。同意から不同意への変更は「【様式3】避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に関する同意等撤回書」を提出してください。

Q5 自分が名簿に登録されているかどうかわからない。

お調べしますので、市役所社会福祉課社会福祉係までご連絡ください。



4.2. 個別避難計画について

- Q6** 個別避難計画を作成する利点は何か。
- 個別避難計画で、「どこの避難先にどの経路で避難するか」、「避難をする際にどのような支援が必要か」、「支援は誰が行うか」、「避難先ではどのような支援が必要か」など具体的に定め、これらの情報を市政推進委員、自治会、自主防災組織、民生児童委員等の地域の皆様へ平常時から提供することで災害時に適切な避難支援を受けられる可能性が高まります。
- また、普段から計画を活用した防災訓練への参加促進など、地域全体で災害時に「誰も取り残さない」という防災意識を高め、災害時に一人で避難することができない障害者や高齢者等の命を守ることを目的としています。
- Q7** 計画を作成したことで、災害時に支援者が助けに来てくれるのか。
- 必ず自治会等の地域の皆様及び市から支援するものを約束するものではありませんが、災害発生時は名簿情報により迅速な救助活動ができるようになるほか、台風の接近時等災害が発生するおそれがある場合に安全な場所への事前避難を促し、災害に対して安全を確保できる可能性が高まります。
- Q8** 風水害時は自宅にいた方が安全だが、避難所へ避難しなければならないか。
- 自宅が安全であれば、自宅へとどまることを選択していただいて問題ありません。
- Q9** 地震災害時の一時避難場所だが、清須市のハザードマップ記載の避難場所でないといけないのか。
- 必ずしも清須市のハザードマップ記載の避難場所である必要はありません。安全な場所にある親族宅や知人宅への避難も含めて検討してください。
- Q10** 避難行動要支援者と同居しているが、日中は仕事で在宅しておらず、支援者となることができない。どうすれば良いか。
- 避難所まで対象者に付き添うことのみが支援というわけではありません。勤務先からの安否確認や避難のタイミングを伝えることも避難支援となりますので、それを踏まえて検討してください。
- Q11** 避難支援等実施者は緊急連絡先と同じでも良いのか。
- 問題ありません。
- Q12** 地域の避難行動要支援者名簿に記載されている場合は、個別避難計画を作成しなければならないのか。
- 個別避難計画の作成に強制力はありません。作成を希望される場合のみ作成してください。
- Q13** 個別避難計画を作成したい。
- 作成様式を送付いたしますので、市役所社会福祉課社会福祉係までご連絡ください。
- また、市ホームページに様式がありますので、そちらをご使用いただいても問題ありません。

Q14 避難する場所として地域福祉避難所(アルコ清洲)を記載してもいいのか。

地域福祉避難所は、専門的な補助は必要でないものの、通常の避難所での生活を続けることができない方を対象として、災害時に必要に応じて開設される二次的避難所であるため、災害発生直後に避難する一時避難所とすることはできません。

二次的避難所としてアルコ清洲への避難を希望される場合は、災害発生直後に避難をする一時避難所(自宅避難も可)を記入し、地域福祉避難所へ二次的避難を希望の旨を記入してください。(例:新川小学校(アルコ清洲へ二次避難を希望) 等)

Q15 サービスの事業所(デイサービスやショートステイなど)を避難先として良いのか。

サービスの事業所の了承を得ていない場合はその事業所が受け入れできない可能性があるため、避難先とすることはできません。個別避難計画作成時に事前に事業者と災害発生時の受入について協議することが必要です。

なお、個別避難計画に記載する避難先はその災害に対して安全を確保する一時的な避難場所であり、自宅に住めなくなった場合に継続して住む場所ではありません。事業所の受入ができない場合は、指定避難所を避難先としてください。

Q16 避難時に病気の場合、指定避難所等へ避難して良いのか。医療機関へ避難することになるのか。医療機関が開いていない場合は、どうしたらよいのか。

急病で重篤な場合は、消防に救急車を要請してください。

新型コロナウイルスやインフルエンザ等の感染症の疑いがある場合は、原則別室に避難することができますので、自宅に危険が迫っている場合は安全な場所へ避難してください。

洪水時は市内の全ての指定避難場所が浸水する可能性があるため、避難指示等の発令を待つことなく、道路が冠水する前に浸水しない安全な場所に避難してください。

Q17 個別避難計画の作成が完了しているが、内容に変更があった。どうすればよいか。

内容に変更があった場合は、「【様式2】個別避難計画登録情報確認書」に氏名や変更事項等を記入し、市役所社会福祉課まで提出してください。

Q18 作成を希望していたが、作成途中で意向が変わった。変更できないか。

変更可能です。希望なしから希望ありへの変更の場合は、「【様式1】避難行動要支援者名簿・個別避難計画登録確認書及び同意書」及び「【様式2】個別避難計画登録情報確認書」の2点を提出してください。希望ありから希望なしへの変更は「【様式3】避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に関する同意等撤回書」を提出してください。

なお、「【様式3】避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に関する同意等撤回書」を、「個別避難計画の作成希望を「希望なし」として登録内容を修正します」として提出した場合は、個別避難計画の作成以降を「希望なし」として登録するのみとなり、地域への名簿の記載や個人情報提供は停止されません。



4.3. 個別避難計画作成支援について

Q19 提出書類の期限はいつか。

期限はなく随時受け付けておりますが、年次のスケジュールとして8月末、11月末、3月末時点で集計し、更新をする予定です。

※ 更新時期は予告なく変更する場合があります。

Q20 「地域」で取り組むということだが、どの団体が中心となって取り組むのか。

中心をどの団体とするかについては明記できません。

1つの団体が作成支援や支援者となることを負担することがないよう、協力して支援してください。

Q21 「地域」の連携方法がわからない。連携する機会がない。

年に一度、個別避難計画作成支援に係る説明会を開催する予定です。本説明会は、地域連携のきっかけも兼ねておりますので、ご参加いただくことで連携の機会をつくるなどの工夫をお願いいたします。

Q22 対象者の求めている支援を地域や近所ですることができない場合はどうすればよいか。

市で検討いたしますので、差し戻してください。

なお、差し戻す際は、「避難行動要支援者名簿・個別避難計画作成支援実施報告書」の裏面を記入し、提出してください。

Q23 自治会長等の役員が1年で交代するため、支援を継続して行うことが難しい。

基本的には交代の際に引き継ぎを行ってください。

なお、今後も年に1回説明会を開催する予定です。ご参加ください。

Q24 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の情報は、他の役員等に共有してもよいのか。

避難行動要支援者名簿及び個別避難計画は個人情報であるため、原則他の役員等への情報共有は禁止です。

ただし、避難行動要支援者への支援体制を構築するためであれば、他の役員に情報を共有していただいて構いません。なお、散逸するおそれがあるため、複製は控えてください。

Q25 避難行動要支援者名簿に記載されていないが、個別避難計画の概要を説明したら、地域等への情報提供には同意するが、個別避難計画の作成は希望しない場合はどの書類を提出すればよいか。

「【様式1】避難行動要支援者名簿・個別避難計画登録確認書及び同意書」に氏名、住所等を記入したうえ、「同意する」及び「希望しない」にチェック☑して提出してください。

なお、この場合、避難行動要支援者名簿に氏名等が追加され、個別避難計画作成状況は「希望なし」と表示されます。

災害時に「誰一人見逃さない」ために、
地域の皆様のご協力をお願いいたします。



5. 本手引きに関するお問い合わせ先

〒452-8569

愛知県清須市須ヶ口1238番地 清須市役所

TEL:052-400-2911(代) FAX:052-400-2963

(1) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に関すること

健康福祉部社会福祉課(北館1階)

shakaifukushi@city.kiyosu.lg.jp

(2) 避難所やハザードマップ、その他防災に関する取組に関すること

危機管理部危機管理課(北館3階)

kikikanri@city.kiyosu.lg.jp

6. 関連サイト

- 清須市ホームページ

<https://www.city.kiyosu.aichi.jp/index.html>



- 清須市の指定避難所・指定緊急避難場所一覧

https://www.city.kiyosu.aichi.jp/bosai_anshin/saigai_joho/hinani_o_hinambasho.html



- 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画のご案内

https://www.city.kiyosu.aichi.jp/kurashi_joho/shinseisho_download/kotsu_bosai/kobetsuhinan.html



- 清須市の防災・防犯情報をメールでお届けする「清須市すぐメール」

https://www.city.kiyosu.aichi.jp/bosai_anshin/saigai_joho/bosaigyosei_sugu.html



- 防災情報リンク集

https://www.city.kiyosu.aichi.jp/bosai_anshin/saigai_joho/bosai-link.html



- 市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル

<https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/413794.pdf>

